

女川町 町営住宅 応募の手引き

宮城県住宅供給公社

1. 町営住宅とは、**住宅に困っている方のための公的な賃貸住宅**です。
2. 空家の募集住宅及び募集スケジュールにつきましては、別紙の「**定期募集住宅一覧表（募集月ごとに更新）**」をご覧ください。
3. お申し込みは**郵送**で公社に提出します。（**募集期間内の郵便消印有効**）
4. 申込者が多数の場合、**抽選**の上、仮当選者を決定いたします。
5. 入居契約時に、**連帯保証人（入居予定者と同等以上の収入のある方）**が**1名**必要です。
6. 入居契約時に、**敷金（3か月）等**の納入が必要です。
7. 戸建てタイプの場合は建物と併せて付帯施設の契約も行っていただくことになります。付帯施設の利用方法は駐車場として使用することが多いので契約としては駐車場の契約になります。

※申込み・入居にあたっては、町営住宅条例等により入居できない場合があります。



目次	ページ
■ 申込みから入居までの流れ	1ページ
■ 申込みの手順について	3ページ
■ 申込資格 確認フローチャート	4ページ
■ 申込資格（所得基準・所得算定方法）	5ページ
■ 資格要件（特殊事情）	11ページ
■ 抽選方法・抽選に際しての優遇措置	12ページ
■ 申込用紙の記入例	13ページ

定期募集案内書の配布場所

- 宮城県住宅供給公社 本社 仙台市青葉区上杉一丁目1番20号
- 宮城県住宅供給公社 東部支社 石巻市東中里一丁目11番2号
- 女川町役場 女川町女川一丁目1番地1

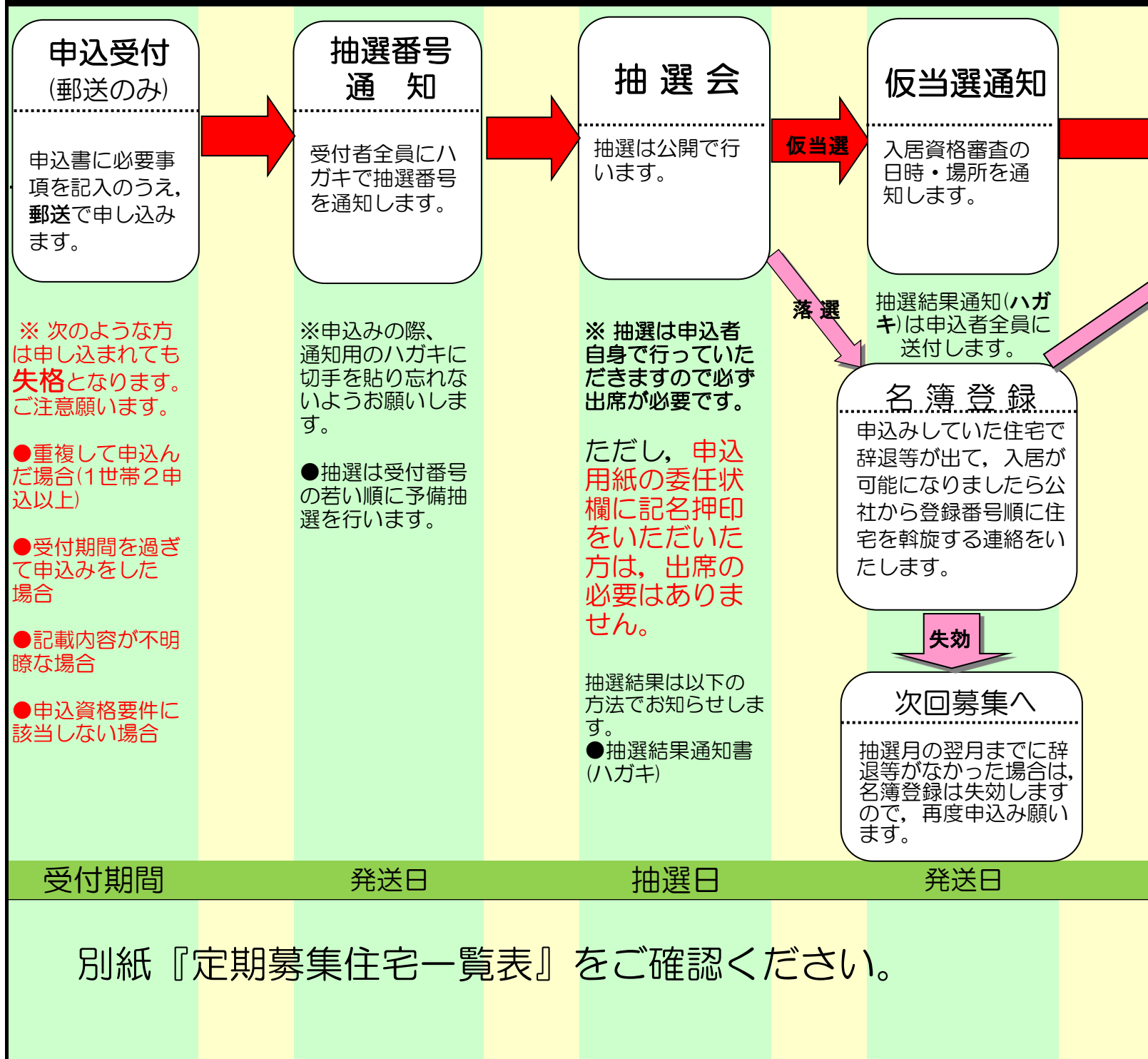
各募集期間中の土日祝日は、宮城県住宅供給公社(本社)で配布しております。

お問い合わせ先：宮城県住宅供給公社
東部支社
(0225) 85-0296
〒986-0812 石巻市東中里一丁目11番2号

女川町役場
町民生活課 住宅係
(0225) 54-3131
〒986-2261
女川町女川一丁目1番地1

申込みから入居までの流れ

1 申込みから抽選まで



3 公営住宅に入居するにあたって

次のような重大なルール及びマナー違反は、退去事由となります。

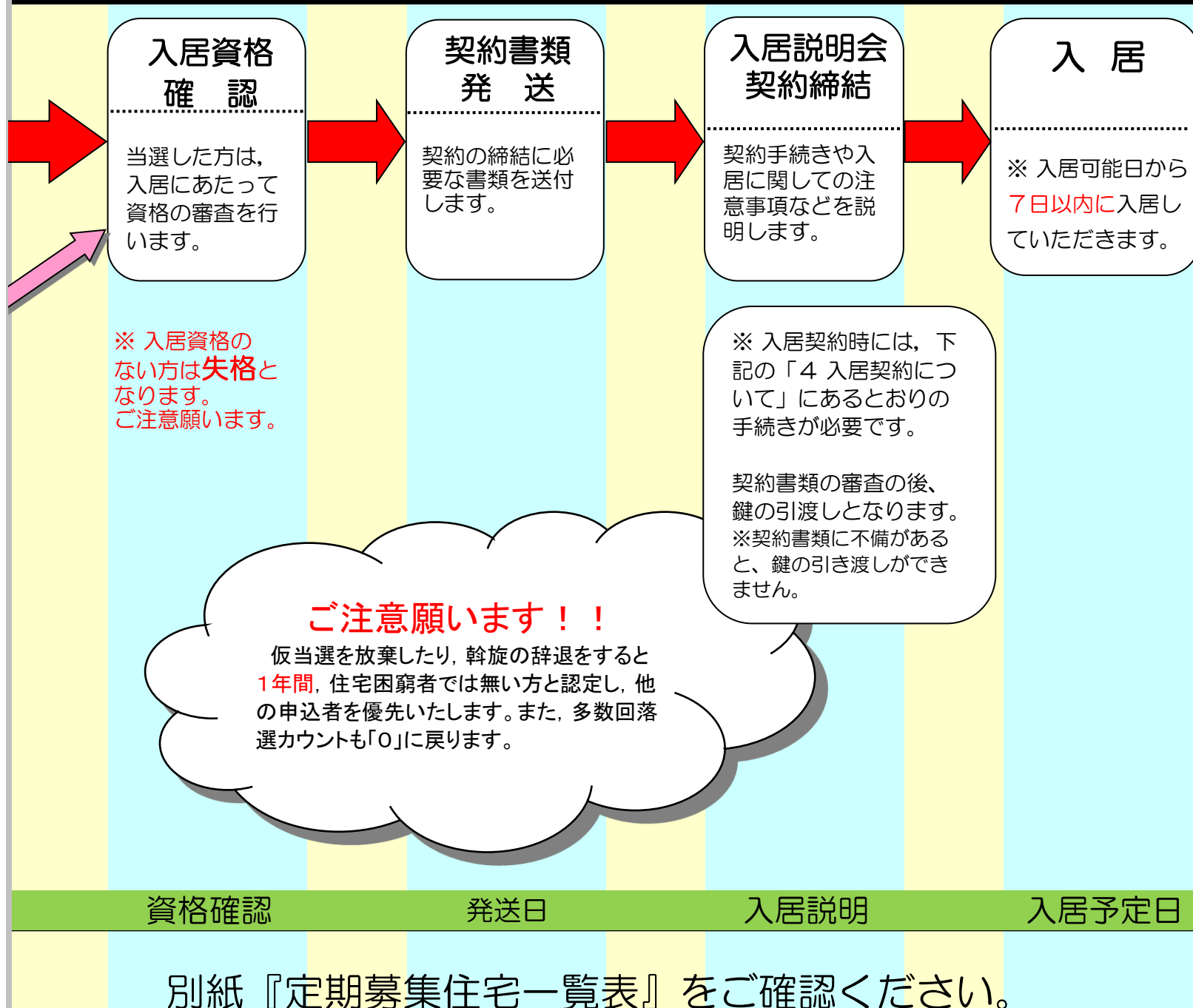
- (1) 家賃の滞納
- (2) 動物飼育・餌付け
- (3) 違法駐車
- (4) 騒音
- (5) 共用部の私的利用

(※ペット共生住宅棟および戸建住宅を除く)

(※通路・階段・踊り場等に私物を置くことを含む)



2 仮当選から入居まで



4 入居契約について

入居契約時には次の手続きが必要となります。

必要

(1) 連帯保証人（入居予定者と同等以上の収入のある方）が1名必要です。

(2) 敷金（家賃の3か月分）と入居月の日割家賃の納入が必要です。

※敷金の納入は契約前までに納入していただくことになります。

※入居可能日から日割家賃が発生します。また入居可能日を変更することはできません。

申込みの手順について

1. あなたの**家族構成**（申込世帯の状況）を確認します。



2. 4ページの「**申込資格フローチャート(あなたは申込資格がありますか?)**」において、あなたの「申込世帯の状況」が申込資格要件の範囲内か確認します。



3. 11ページの「**町営住宅の資格要件（特殊な事情等がある場合）**」において、あなたの「申込世帯の状況」が申込資格要件の範囲内か確認します。



4. 6ページからの「**月額所得の算出について**」をご覧になり、あなたの月額所得が所得基準額の範囲内かどうか確認します。



5. 申込みする住宅は、別紙の「**定期募集住宅一覧**」から選びます。
(募集していない住宅に申込みをされた場合は、失格となります。)

1世帯1団地だけの申込みです。



6. 確認後、申込みできる方は、同封の「**町営住宅申込用紙**」を準備します。



7. 13ページの「**申込用紙の記入例**」をご覧になり黒のボールペンでていねいに記入していきます。

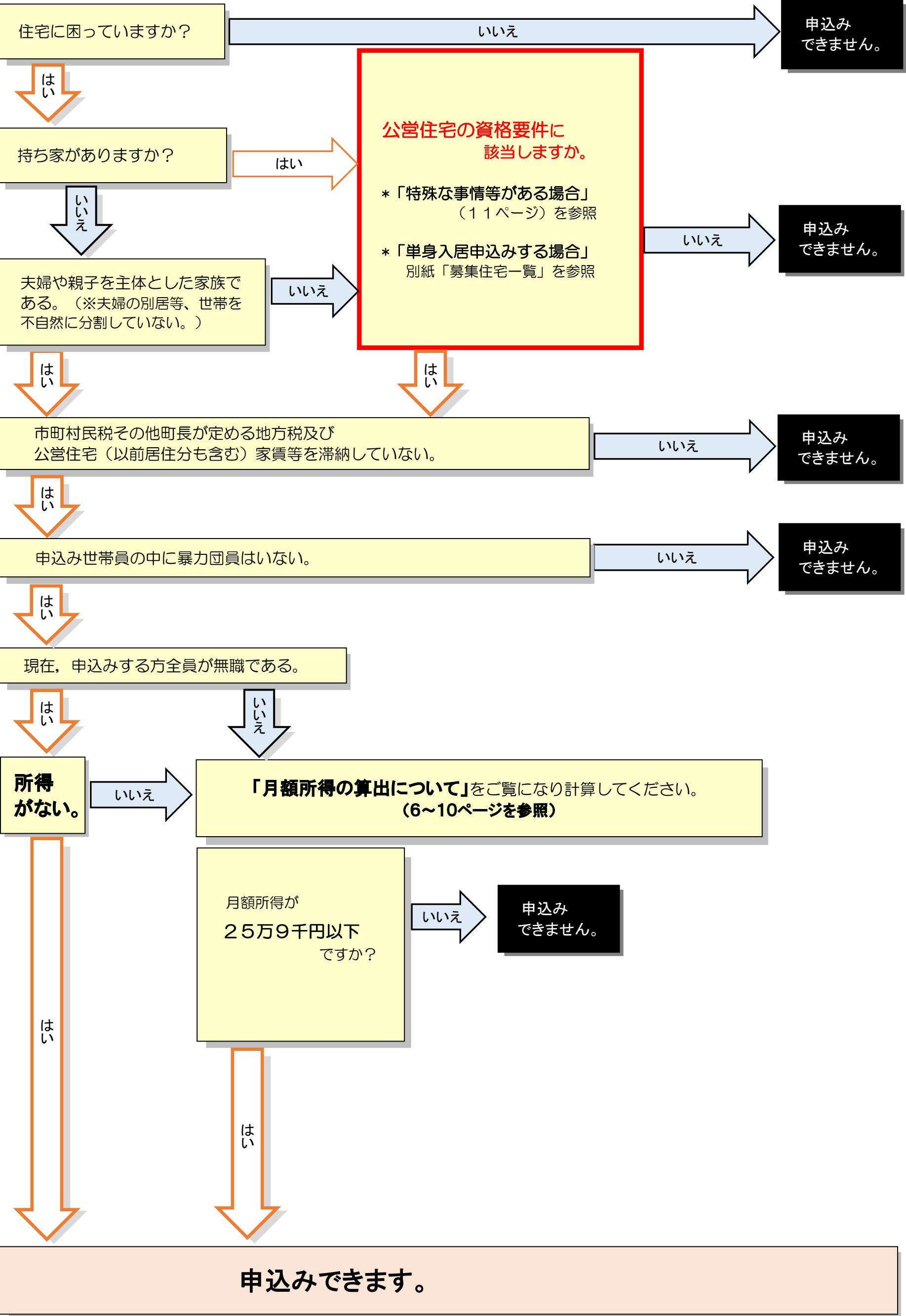


8. 受取用の**郵便ハガキ(2枚)**に受取先の住所・氏名を記入し、切手をそれぞれに貼ります。



9. 受付期間中に申込用紙を**専用封筒**に入れ120円切手を貼って郵送します。

申込資格フローチャート（あなたは申込資格がありますか？）



公営住宅の資格（所得基準）確認

※注意
特定公共賃貸住宅については、資格が異なりますので、別紙「定期募集住宅一覧」をご確認ください。

公営住宅に申込みをする場合には、
「直近年の控除後の月額所得が **25万9千円以下**」

控除後の月額所得は、
6～10ページの
「月額所得の算出」

裁量階層世帯（参考）

・・・次の世帯についても、**25万9千円以下**で申込みます。

1 高齢者世帯

- (1) 満60歳以上の単身の方
- (2) 満60歳以上の方で構成された世帯
(18歳未満の方を含んでも良い)

2 子育て世帯

- (1) 18歳に達する日の属する年度の末日までの間にある子供がいる世帯

3 障害のある方等を含む世帯

- (1) 障害のある方(①～③)がいる世帯
 - ①身体障害者手帳(1～4級)の交付を受けている方
 - ②精神障害者保健福祉手帳(1・2級)の交付を受けている方
 - ③療育手帳(A・B判定)の交付を受けている方
- (2) その他
 - ①戦傷病者 ②原子爆弾被爆者 ③5年以内の引揚者 ④ハンセン病療養所入所者



収入分位と家賃のランク・・・公営住宅の家賃は月額所得に応じて決定されます。

階 層	月額所得(通常の公営住宅)				収入分位	家賃 ランク
一般階層 (裁量階層も同じ)	0 円	～	104,000 円		1	A
	104,001 円	～	123,000 円		2	B
	123,001 円	～	139,000 円		3	C
	139,001 円	～	158,000 円		4	D
	158,001 円	～	186,000 円		5	E
	186,001 円	～	214,000 円		6	F
	214,001 円	～	259,000 円		7	G

月額所得の算出について

入居申込みをする場合の対象となる月額所得は、入居する方全員の一年間の所得（賞与を含む）の合計から公営住宅法上の控除を行った額を12ヶ月で割ることにより得られます。
あなたの世帯の現在の収入を確認し、以下のStep1からStep3の月額所得計算方法により計算してください。

Step1 入居世帯の所得（年額）を計算する。

給与収入の方	給料・俸給・賃金・賞与等の支給された金額（残業手当・家族手当・皆勤手当等も含む。）
年金収入の方	厚生年金・共済年金・国民年金等の課税対象となる年金又は恩給の支給された金額
事業収入等の方 （給与・年金以外）	事業所得・配当所得・不動産所得等の所得（収入から必要経費を差し引いたもの。） 保険の外交・個人（企業）年金の給付金など
注意!! 計算の対象と ならない収入	1 遺族年金・障害年金・生活保護の各扶助費・非課税の通勤手当額・求職者給付金（失業保険） 児童扶養手当・子ども手当などの課税対象とならない収入 2 入居契約日前までに退職する場合の収入 3 入居資格審査日の時点で、支給額が1か月に満たない収入は「0円」とみなします。

計算してみましょう。
(7~10ページを
ご覧ください。)

	給与収入の方	年金収入の方	事業収入等の方 （給与・年金以外）	合 計
申込者本人の所得	円	円	円	円
同居親族(A)さんの所得	円	円	円	円
同居親族(B)さんの所得	円	円	円	円
同居親族(C)さんの所得	円	円	円	円
合 計	円	円	円	① 円

Step2 控除額（世帯の状況）を計算する。

控除の種類	控除の内容	控除する金額
1人につき		
a 親族控除	同居する親族（申込本人は除く）及び遠隔地扶養親族	38万円 × () 人 = 円
親族控除のほかに1人につき		
b 特定扶養親族控除	扶養親族（配偶者は除く）及び遠隔地扶養親族のうち満16歳以上23歳未満の方	25万円 × () 人 = 円
c 障害者控除	障害者手帳（身体・精神・療育）の交付がされている方がいる場合 ※特別障害者控除対象者を除く	27万円 × () 人 = 円
d 特別障害者控除	重度の障害のある方がいる場合（身体1・2級、精神1級、療育A判定）	40万円 × () 人 = 円
e ひとり親控除	現に婚姻をしていない方または配偶者の生死の明らかでない一定の方※1で、生計を一にする子※2がいる方で、合計所得金額が500万円以下である方 ※1 配偶者の生死が明らかでない一定の方としてどのような場合が認められるのかについては、別途お問い合わせください。 ※2 この場合の子は、合計所得金額が48万円以下で、他の方の同一生計配偶者や扶養親族となっていない方に限られます（子の年齢に制限はありません）。	35万円 × () 人 = ※「h 振替基礎控除」を控除後の所得が35万円未満のときはその金額 円
f 寡婦控除	次の①または②のいずれかに当てはまる方で、ひとり親控除の対象ではない方 ① 夫と離婚した後婚姻をしていない方で、扶養親族があり、合計所得金額が500万円以下の方 ② 夫と死別した後婚姻をしていない方または夫の生死が明らかでない一定の方※1で、合計所得金額が500万円以下の方 ※1 夫の生死が明らかでない一定の方としてどのような場合が認められるのかについては、別途お問い合わせください。	27万円 × () 人 = ※「h 振替基礎控除」を控除後の所得が27万円未満のときはその金額 円
g 老人扶養控除 老人配偶者控除	満70歳以上の同一生計配偶者あるいは扶養親族がいる場合	10万円 × () 人 = 円
h 振替基礎控除	給与所得または公的年金に係る雑所得（給与所得等）を有する方	10万円 × () 人 = ※ 給与所得等が10万円未満のときはその金額 円
合 計 (a+b+c+d+e+f+g+h)		② 円

Step3 月額所得を計算する。

世帯所得の合計

① 円

—

控除額の合計

② 円

÷ 12ヶ月 =

月額所得

円

所得の計算方法

給与収入の方 ●現在の勤務先(パート・アルバイトを含みます)にいつから勤めていますか?

現在の勤務先に 令和2年12月 以前に就職し、現在まで勤務しているとき。

現在の勤務先に 令和3年1月 以後に就職し、現在まで勤務しているとき。

●勤務先発行の令和3年分源泉徴収票

①

令和3年分 給与所得の源泉徴収票														
支払を受ける者		住所又は居所		氏名		(受給者番号)		(フリガナ)						
種別	支払金額	給与所得控除後の金額		所得控除の額の合計額		源泉徴収税額								
	円	円		円		円								
控除対象配偶者の有無等	配偶者特別控除の額	扶養親族(配偶者を除く)の人数	社会保険料等の金額	生命保険料の控除額	損害保険料の控除額	住宅借入金等の特別控除の額								
有無	円	人	円	円	円	円								
(摘要)年調整率控除額	円	国民年金保険料等の金額		円	配偶者の合計所得	円								

円 (1年間の所得)
→ 6ページ所得へ(給与収入の方)

●市町村発行の令和3年分総所得額を記載してある証明書(②③いずれかで確認してください)

②

令和4年度(令和3年分) 市・県民税課税証明書									
住所氏名									
課税年度	平成26年度(平成25年分)	雑損控除額	円	市県民税	所得割額	円			
給与	収入金額	医療費控除額	円	市県民税	均等割額	円			
	所得金額	社会保険料控除額	円	市県民税	所得割額	円			
公的年金等	収入金額	小規模企業共済等掛金控除額	円	市県民税	均等割額	円			
	所得金額	生命保険料控除額	円	市県民税	所得割額	円			
		地震保険料控除額	円	市県民税	均等割額	円			

円 (1年間の所得)
→ 6ページ所得へ(給与収入の方)

③

令和4年度 給与所得等に係る市県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書(納税義務者用)														
所得	給与収入	主たる給与以外の合算所得区分	総所得金額①	課税標準	総所得③	分離短期譲渡	分離長期譲渡	山林所得	株式等の譲渡	先物取引				
	所得													
	その他の所得計													
所得控除	雑損	医療費	社会保険料	小規模企業共済	生命保険料	地震保険料	所得控除合計②	配偶者	配偶者特別	扶養親族該当区分	本人該当区分	繰越損失		
										控老特同老	同特他未成	特他専特専	専専専専	
										配配定老人	その他	障障障障	障障障障	

円 (1年間の所得)
→ 6ページ所得へ(給与収入の方)

●勤務先発行の給与等支払証明書

この用紙は仮当選後申込者に郵送します

- ・金額のなかで1か月分に満たない月は除いて計算してください。
- ・通勤手当等の非課税分は計算にいません。

記入してある月数です。

次に年間給与収入金額から
年間給与所得金額を
計算します。

年 間 給 与 収 入 金 額	年 間 総 所 得 金 額	
551,000円未満	年 間 総 所 得 = 0	
551,000円以上～ 1,619,000円未満	年 間 総 収 入 金 額 - 550,000円 = 年間総所得	
1,619,000円以上～ 1,620,000円未満	年 間 総 所 得 = 1,069,000円	
1,620,000円以上～ 1,622,000円未満	年 間 総 所 得 = 1,070,000円	
1,622,000円以上～ 1,624,000円未満	年 間 総 所 得 = 1,072,000円	
1,624,000円以上～ 1,628,000円未満	年 間 総 所 得 = 1,074,000円	
1,628,000円以上～ 1,800,000円未満	$A \times 2.4 = \text{年間総所得} + 100,000$	年間総収入金額を4で割り,その答えの1,000円未満を切捨てた金額を左のAに当てはめてください。
1,800,000円以上～ 3,600,000円未満	$A \times 2.8 - 80,000\text{円} = \text{年間総所得}$	
3,600,000円以上～ 6,600,000円未満	$A \times 3.2 - 440,000\text{円} = \text{年間総所得}$	
6,600,000円以上～ 8,500,000円未満	年 間 総 収 入 金 額 $\times 0.9 - 1,100,000\text{円}$	

→6ページ所得へ(給与収入の方)

事業収入の方 ●現在の事業をいつから始めましたか？

令和2年12月以前から
事業を始めた時。

令和3年1月以後に事業
を始めた時。

● 令和3年分の所得税の確定申告の控

[illegible]

円 (1年間の所得)

●収支明細書(事業所得者用)

☆収支明細書は、募集月の前月までの12か月間(12か月にならないときは今の仕事を始めてから募集月の前月までの期間)について自分で記入します。

ここに注意

- ・実績の金額ですから1円の単位まで正確に記入してください。
- ・認められる支出の項目は、確定申告において税法上必要経費として認められるものに限りします。
- ・明細書の内容について、書類を確認する場合があります。

計算での注意

- ・金額のなかで、1か月分に満たない月は除いて計算してください。
- ・事業を開始した日が最近で、まだ1か月分に満たない場合は0円として計算してください。
- ・1年間の所得で1円未満は切捨ててください。

この用紙は仮当選後申込者に郵送します

収 支 明 細 書				
(事業所得者用)				
1	事業及び事業内容			
2	事業所の所在地			
3	事業開始年月日	平成	年	月 日

〔月別収支内訳〕

	収 入 の 部		支 出 の 部			差引純利益 (イ－ロ)
		計 (イ)		計 (ロ)		
月						
月						
月						
月						
月						
月						
月						
月						
月						
月						
月						
月						
※月						
計						*****

→※募集の前月が最後の月になります。

記入してある月数です。

6ページ所得へ(事業収入の方)

年金収入(非課税)の方

① 障害 の名称のつく次の年金 障害基礎年金・障害厚生年金・障害年金・障害共済年金	非課税のため算定の対象にはなりません。 (収入として扱いません)
② 遺族 の名称のつく次の年金 遺族基礎年金・遺族厚生年金・遺族年金・遺族共済年金	
③ 母子 の名称のつく次の年金 母子年金・準母子年金	
④ そのほか次のような年金 遺児年金・寡婦年金・老齢福祉年金	

国民年金・厚生年金・共済年金・恩給を支給されている方

●いつから支給されていますか？

令和2年12月以前から
支給されている方。

令和3年1月以後から
支給されている方。

●公的年金等の源泉徴収票

令和3年分 公的年金等の源泉徴収票

住所又は 支払を 受ける者 の氏名	氏名	
種別	支払金額	源泉徴収税額
年金	円	円
扶養は扶養 申出書の提出 有 無	本人 円	控除対象配偶者の有無等 有 無
扶養親族の数 特定 老人 その他 人 人 人	障害者の数 (本人以外) 特定 その他 人 人	社会保険料の金額 (介護保険料額) 円
支払を受ける者の年金の種類		支払を受ける者の生年月日

※源泉徴収票を使用される方は右の計算式で計算してください。
※2種類以上の年金を支給されている方は、それぞれの支払金額を合計して、右の計算式で計算してください。

2か月に1度の支給金額×6

●所得算出表

受給者の年齢	この年中の公的年金等の収入金額 (A)	所得金額になおす計算式
年齢65歳以上の方	110万円以下	0円
	1,100,001円以上～330万円未満	(A) - 110万円
	330万円以上～410万円未満	(A) × 0.75 - 27万5,000円
	410万円以上～770万円未満	(A) × 0.85 - 68万5,000円
	770万円以上～1,000万円未満	(A) × 0.95 - 145万5,000円
年齢65歳未満の方	60万円以下	0円
	600,001円以上～130万円未満	(A) - 60万円
	130万円以上～410万円未満	(A) × 0.75 - 27万5,000円
	410万円以上～770万円未満	(A) × 0.85 - 68万5,000円
	770万円以上～1,000万円未満	(A) × 0.95 - 145万5,000円

(1年間の所得)

円

6 ページ所得へ(年金収入の方)

町営住宅の資格要件 (特殊な事情等がある場合)

＊ 申込日現在、特殊な事情等がある場合の申込み要件 ＊

1 現在持ち家を所有している場合

資格確認時に現在の持ち家を「売買契約書」や「登記簿謄本等」で処分したことが確認できる場合に申込みできます。

※災害公営住宅申込みで建物が半壊の場合は、解体証明書等が必要になります。

2 これから結婚を考えている方の場合

資格確認日に婚約者の方と婚姻予約確約書を提出できる方であれば申込みできます。

(注) 入居の許可を受けた日から **3か月以内に入籍**しないときは、**入居許可が取り消されます**。

3 内縁の夫または妻と申込みをする場合

資格確認時まで住民票で事実婚が確認できる方（未届出の夫・妻と記載）で、戸籍謄本でも他に婚姻関係が無いことを確認できる方であれば申込みできます。

4 これから離婚を考えている方の場合

資格確認日前までに次のいずれかの証明書類を提出できれば申込みできます。

- (1) 戸籍謄本（離婚が確定している場合）
- (2) 裁判所発行の「事件係属証明書」（離婚訴訟等の場合）
- (3) 弁護士が発行する離婚協議中の証明書

※仮当選した場合、契約日までに離婚確定の証明書類を提出できない場合は契約できません。

5 20歳未満で申込みをする場合

結婚をしている場合は、申込みできます。結婚していない場合には、申込みに親権者等の同意が必要となります。

6 兄弟姉妹だけで申込みをする場合

申込みできます。（戸籍謄本等の提出が必要になります。）

7 現在、無職の方が申込みをする場合

申込みできます。

8 他県に住んでいる方が申込みをする場合

申込みできます。

(申込用紙等が先ず必要な方は、ご自身宛の返信用封筒（角2判・250円切手貼付要）と長3形封筒をご用意いただき、普通郵便で公社宛に送付ください。)

9 現在県営住宅や他の市町村営住宅に住んでいる方が申込みをする場合

次のいずれかの世帯になった場合のみ、申込できます。

- ・世帯分離（子の結婚等）のために住宅が必要となった場合
- ・現居住地から通院や通勤（通学は除く）に1時間30分以上要するか、
又は50km以上の距離がある場合

抽選について

抽選は、以下の抽選方式にて実施します。（※申込み住宅のタイプ別に抽選を実施します。）

- ① 申込み順(受付番号の若い順)に登録した番号順に予備抽選を実施
(多数回落選優遇の方は、一般の方より先に1回予備抽選を行います)



- ② 予備抽選での小さい番号順に本抽選を実施
(多数回落選優遇の方は、一般の方より先に1回本抽選を行います)



- ③ 本抽選での小さい番号順に仮当選(募集戸数まで)となり
順に入居先を選定します。

〔ご注意ください〕

抽選会に際し、当日出席が出来ない場合は同封申込用紙の「委任状」欄へご署名・ご捺印ください。
抽選会への出欠が、抽選結果に影響することはありません。

抽選に際しての優遇措置（当選率の引き上げ）について

【多数回落選世帯への優遇措置】

3回以上定期募集で落選している（4回目の申し込みからの）世帯には、抽選番号がひとつ多く割り当てられます。
(同一世帯でも申込者が違う場合は、多数回落選者世帯として設定できません。)

落選した抽選結果通知書は、多数回落選優遇措置を受けるときに必要となりますので、大切に保管してください。

(※落選ハガキの添付がないとき、または枚数が不足しているときは抽選優遇措置を受けることができません。)

落選された方の名簿登録（空き待ち）

抽選で落選した方を名簿登録します。

名簿登録の方につきましては、仮当選の方が辞退した場合に名簿順に斡旋を行います。

＊ 登録順番は仮当選番号の次の番号から連番で番号を付します。

＊ 登録の有効期限は抽選月の翌月末日までとなります。

当選者の辞退が出ない限り名簿登録となった方に連絡することはありません。

その場合、改めて次回の定期募集にお申し込みください。

住宅申込用紙記入例

女川町営住宅申込用紙

女川町長 殿

○ 別紙「定期募集一覧表」から選定のうえ、申込みされる住宅名・型式・階数を記入してください。

○ 募集区分にチェックを付けてください。

多数回落選優遇を希望される方はチェックを付けてください。（記入がない場合は優遇されません。）（当選後、落選票を全て提出していただきます。）

ペット棟を申込みする方は○で囲んでください。（募集住戸一覧にペット飼育可能住戸を記載しています。）

今までに申込みをした回数を記入してください。初めて申込みする方は○で囲んでください。

障害者手帳又は療育手帳の交付を受けている方は、必ず記入してください。

募集申込年月		令和 〇 年 〇 月 募集分		フリガナ	ミヤギ タロウ		性別	性 別		連絡先電話番号		(自宅) 0225-21-00△△															
住宅名		型 式		希望階数		申込者氏名	宮 城 太 郎		男		(携帯) 080-1234-56△△																
申込住宅・型式・階数		浦宿第二		2DK		2階		住民票住所		〒 986-0815 石巻市中里〇〇丁目〇番〇〇号 △△アパート101号室		入籍予定日： 年 月 日															
募集住宅の区分		☒ 一般		☐ 災害公営		☐ 事故等		希望郵送先		〒 986-0815 石巻市中里〇〇丁目〇番〇〇号 △△アパート101号室 上杉様方		日本以外の国籍：()															
階段昇降支障 (○で囲んでください)		☒ 有		氏名 宮城 秋子		☐ 無		前回の申込確認		初めて		回目															
フリガナ		氏 名		続柄		性別		生 年 月 日		年 齢		勤 務 先 名		採用 年月日		退職 年月日		所得の種類 (○で囲んでください)		所得額		控除の種類 (○で囲んでください)		控除額		障害の種類 等級	
入居する親族		(フリガナ)		ミヤギ タロウ		本人		男		昭和47. 8. 12		48		(株)上杉会計事務所		H21.1.24		給与 年金		375		普障 特障		10			
		(氏名)		宮城 太郎				女										事業		万円		ひとり親 寡婦 振替		万円			
		(フリガナ)		ミヤギ アキコ		妻		男		昭和52. 10. 5		43		無職		H27.3.31		給与 年金		万円		親族 特扶 老扶 普障		65		身体 3級	
		(氏名)		宮城 秋子				女										事業		万円		特障 ひとり親 寡婦 振替		万円			
		(フリガナ)		ミヤギ ハルオ		長男		男		平成15. 9. 24		17		高校生				給与 年金		万円		親族 特扶 老扶 普障		63			
		(氏名)		宮城 春夫				女										事業		万円		特障 ひとり親 寡婦 振替		万円			
		(フリガナ)		ミヤギ ナツコ		長女		男		平成18. 7. 20		15		中学生				給与 年金		万円		親族 特扶 老扶 普障		78		療育 A	
		(氏名)		宮城 夏子				女										事業		万円		特障 ひとり親 寡婦 振替		万円			
遠隔地扶養		(フリガナ)						女										給与 年金		万円		親族 特扶 老扶 普障					
(氏名)																		事業		万円		特障 ひとり親 寡婦 振替		万円			
同意書		確認者印		住宅に困っている理由		①世帯所得額計		375		万円		②控除額計		216		万円		③ (年間総所得額) 159		万円							
申込及び同居しようとする者が申込要件を満たすことを確認するために、町長が関係機関に確認することや各種情報を閲覧することに同意します。		町・公社印職欄員		(該当する番号を1つ○で囲んでください。)		① - ② = ③ (年間総所得額)		③ ÷ 12 = 132,500		円 (月額所得額)																	
令和 年 月 日		氏 名		委任状		受任者印		子供たちも成長し、2Kでは狭くなったため																			
氏 名				令和 年 月 日		氏 名																					

※赤枠の中のみ記入してください。

希望する受取先の郵便番号、住所、氏名を4か所にはっきりと記入してください。（現住所と違うところでも、かまいませんので、郵便物が確実に届く場所を記入してください。）

9 8 6 - 0 8 1 5

石巻市中里〇〇丁目〇番〇〇号

△△アパート101号室

上杉様方

宮 城 太 郎

様

9 8 6 - 0 8 1 5

石巻市中里〇〇丁目〇番〇〇号

△△アパート101号室

上杉様方

宮 城 太 郎

様

63円切手を2枚必ず貼ってください。

63円切手を貼ってください。

郵便はがき

9 8 6 - 0 8 1 5

63円切手を貼ってください。

郵便はがき

9 8 6 - 0 8 1 5

『多数回落選者世帯に対する優遇措置』

の適用を受ける方は、定期募集で3回以上落選等をしている世帯の方が対象となります。

仮当選や住宅の斡旋を辞退された方は、多数回落選カウントが0に戻ります。

住所 石巻市中里〇〇丁目〇番〇〇号

△△アパート101号室

上杉様方

宮 城 太 郎

様

住所 石巻市中里〇〇丁目〇番〇〇号

△△アパート101号室

上杉様方

宮 城 太 郎

様

令和〇年〇月募集

抽選結果通知書

募集住宅の区分

一般住宅

申込住宅名

浦宿第二

型式

2DK

希望階数

2階

申込受付番号

(多数回落選優遇)

公社受付印

仮当選(階)
名簿登録

されましたのでお知らせいたします。

仮当選順位

名簿登録順位
(空き待ち)

令和〇年〇月募集

申込受付番号票

募集住宅の区分

一般住宅

申込住宅名

浦宿第二

型式

2DK

希望階数

2階

申込受付番号

(多数回落選優遇)

公社受付印

※「多落」世帯の方は受付番号が2つになります。